

許可を受ける必要のない権利取得の届出制度

1 相続等による権利の取得

相続（遺産分割，包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。），法人の合併・分割，時効等により農地法の許可を受けることなく，農地の権利を取得した者は，農地法第3条の3の規定により権利取得を知った日からおおむね10か月以内に，農業委員会にその旨を届け出なければなりません。この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。

なお，相続による権利取得について，届出の適用対象となる相続は，農地法の改正によりこの届出制度が開始された平成21年12月15日以後の死亡によるものに限られます。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

2 手続に要する期間等

(1) 農地法第3条の3の規定による届出

受付締切日 随時

添付資料 相続のときは，届出者が届出土地を相続したことが確認できる書類
受理通知書の交付 受付後，約7～10日

(2) 届出

届け出をしなかったり，虚偽の届け出をした者は，10万円以下の過料に処せられます。